

第 7 3 回国民体育大会福井県競技力向上対策本部  
本部長の専決処分

第 7 3 回国民体育大会福井県競技力向上対策本部規約第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

「チームふくい」成年アスリート強化事業、「平成 2 4 年度強化指定選手」の認定

(平成 2 4 年 5 月 8 日専決処分)

平成 2 4 年度強化指定選手認定数

4 1 競技団体 6 3 4 名 (男子 3 9 3 名 女子 2 4 1 名)

強化事業を速やかに進める必要があることから、強化指定選手の認定について専決処分を行った。

【参考：第 7 3 回国民体育大会福井県競技力向上対策本部規約より抜粋】

(本部長の専決処分)

第 1 2 条 本部長は、本部委員会を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部委員会において報告し、その承認を得なければならない。

平成 2 4 年 5 月 2 1 日提出

第 7 3 回国民体育大会

福井県競技力向上対策本部 本部長 満田 誉